

Q 部活での罵倒「パワハラ」か？

中学生の子を持つ親です。子どもが学校の部活動で顧問から「使えねえな。帰れグズ」などと罵倒され、強い精神的なショックを受けています。これは、いわゆるパワハラにあたるのではないのでしょうか。このような場合、どこに相談すればよいのでしょうか。

相談室
法律

指導範囲超え問題あり

スポーツの場面における指導者（顧問）から競技者（子ども）への行為がパワハラに該当するかは、指導の適正な範囲を超えて、精神的もしくは身体的な苦痛を与え、または競技活動の環境を悪化させる行為・言動などであるかという基準を参考にしつつ、個別の事情に鑑みて判断できるでしょう。

今回の発言は、指導の必要性や相当性を欠いた内容であり、指導の適正な範囲を超えています。さらに、発言内容は競技者を競技環境から排除し、人格を否定するものであり、社会常識に照らしても精神的な苦痛を与えるものと言えます。顧問の発言は、いわ

ゆるパワハラに該当するでしょう。

今回の件でお子さんは、精神的なショックを受けているということですので、学校に対し慰謝料を請求すべく裁判を起こすという手続きも検討できます。しかし、今後の学校生活や競技生活の維持を考慮し、裁判によらないより適切な解決を模索すべき場合もあるかと思えます。そうしたスポーツの世界特有の事情を考慮し、匿名での相談も可能な様々な相談窓口が用意されています。

例えば、競技ごとに国内の競技連盟が相談窓口を設けている場合があります。また、日本スポーツ法支援・研究セン

ターや日本スポーツ協会にも相談窓口は設けられています。

千葉県弁護士会でも法律相談を行っています。まずは皆様からのご相談を頂くことで、解決方法を模索できると思いますので、お悩みの際は各相談窓口をぜひ活用ください。

（回答）沢井真洋弁護士



県弁護士会マスコミ・チャクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律上的お悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。